

農業委員・農地利用最適化推進委員等の 公務災害補償制度について

就業中における傷害のみの補償特約付帯普通傷害保険

2022年10月版

1 加入方法について

1. 制度のあらまし

この保険制度は一般社団法人全国農業会議所を保険契約者とし、農業委員等を被保険者（保険の補償を受けられる方）とする団体契約です。被保険者である農業委員等が公務従事中に急激かつ偶然な外来の事故によって、死亡または入院、通院した場合等に保険金をお支払いします。

2. 加入資格

市町村農業委員、農地利用最適化推進委員、協力員、相談員、その他農業委員会に関連する業務に従事する者等

※D型については、被保険者年齢が満80歳以上の場合は加入できません。なお、共栄火災の今後の傷害保険金のお支払状況等によって、加入できる上限年齢を上げまたは下げさせていただく場合があります。（A・B・C型については年齢制限対象外です。）

3. 保険期間

毎年10月1日16時から翌年10月1日16時まで（中途加入もできます。）
委員等個人の活動日のみが補償の対象となります。

4. 補償内容と保険料

	補償				保険料
	死亡	後遺障害	入院保険金日額	通院保険金日額	
A型	660万円	264,000円～660万円	5,000円	3,000円	1,000円
B型	770万円	308,000円～770万円	5,000円	4,000円	1,500円
C型	920万円	368,000円～920万円	5,000円	4,000円	2,000円
D型	675万円	270,000円～675万円	4,500円	3,500円	3,000円

※ 職種区分A（事務職等）の保険料となります。
※ この制度は団体割引30%、損害率による割引40%、大口団体契約割引10%（合計割引約62%）を適用しております。
加入人数が10,000人を下回った場合、および損害率が変わった場合には翌年度の保険金額が変更となります。

※1 各型の加入口数は、5口が限度となります。

※2 A～D型の平均活動日数については別ページを参照してください。

5. 加入口数と型

加入単位で同一口数とします。

加入単位では同一の型しか加入できません。

6. 加入手続

農業委員会単位で加入してください。

各農業委員会単位で加入口数を決め、「被保険者名簿」を都道府県農業会議宛に送付してください。加入年度（当年10月1日から1年間）の委員等個人ごとの活動予定表（活動日が特定されているもの）の提出が必要です。

7. 保険料の送金

保険料は一時払とし都道府県農業会議宛に送金してください。

被保険者の異動（継承者のある場合）については、保険料の追加納入の必要はありません。
なお、D型以外の中途脱退（継承者のない場合）については、保険料は返還しません。

2

公務について

1. 公務中のケガとは

農業委員会の会長等の指示によって加入者が公務に従事している間および公務に従事するための往復途上中に急激かつ偶然な外来の事故（病気が原因による場合は除きます。）によってケガをされたり、死亡したときのことをいいます。

2. 公務とは

a. 農業委員・農地利用最適化推進委員

- 農業委員会の招集を受け、総会・部会に出席するとき
- 農業委員会の招集を受け、農業委員会の業務に従事するとき
- 国・県または市町村の補助事業等で、農業委員会の委嘱を受け、補助事業の業務に従事するとき
- 市町村長等から委嘱を受け、その業務に従事するとき
- その他、農業委員会の業務に従事するとき など

b. 協力員等

- 農業委員会の委嘱を受け、その業務に従事するとき など

c. 相談員等

- 農業委員会の委嘱を受け、農地等の相談業務等に従事するとき など

3

保険金請求に必要な書類について

1. 保険金請求書兼同意書（所定の用紙）

2. 医師の診断書（所定の用紙）

保険金請求額が100,000円以下で入院を伴う手術保険金の請求がない場合は入院・通院申告書で代用することができます。

3. 印鑑登録証明書（死亡のみ）

4. 公務従事中証明書兼事故証明書

5. 会議招集文書、出張命令の写し、またはその他公務の内容が確認できる書類

6. その他保険会社より提出を求められた書類

4

保険金をお支払いできない主な場合

1. 保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失によるケガ

2. 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるケガ

3. 自動車または原動機付自転車の無資格運転、酒気帯び運転、麻薬等を使用している運転中に生じた事故によるケガ

4. 被保険者の脳疾患、疾病、心神喪失によるケガ

5. 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガ

6. 戦争、内乱、暴動などによるケガ（テロを除く）

7. むちうち症、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足る医学的他覚所見^{*}のないもの

^{*}医学的他覚所見とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。

8. 農業委員等としての「公務中のケガあるいは公務の往復途上のケガ」に該当しない場合

…… など

詳細につきましては、事務のしおりをご参照ください

保険金支払事例

入院・通院事例 N町農業委員は、農地パトロール中に転倒、打撲した。

B型

4口加入 通院2日
通院保険金 $4,000 \text{ 円} \times 4 \text{ 口} \times 2 \text{ 日}$
 $= 32,000 \text{ 円}$
支払保険金 32,000 円

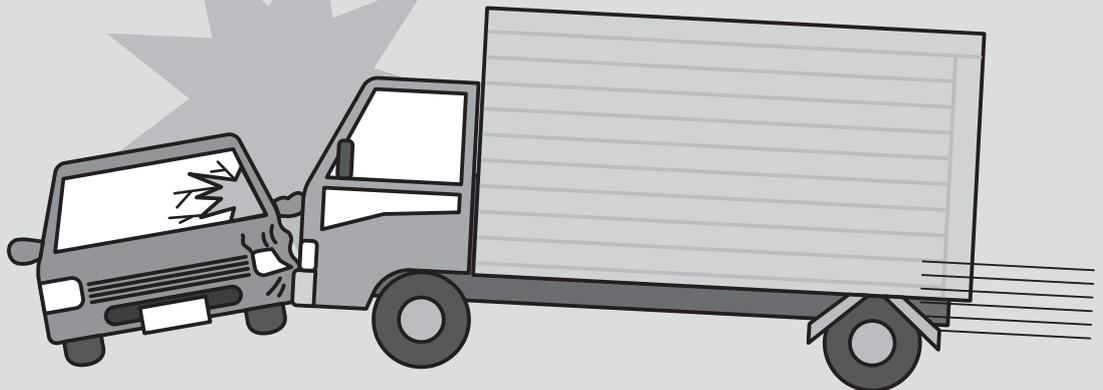


死亡事件事例

K町農業委員は、委員会出席のため、自動車で会議場へ向かう途中、交差点でトラックと衝突し亡くなりました。

C型

1口加入
支払保険金 920万円



お支払いする保険金の内容

① 死亡保険金

急激かつ偶然な外来の事故(以下「事故」といいます。)によりケガ^(※1)をされ、事故の日からその日を含めて180日以内に、死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。

(注)すでに支払った後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額からすでに支払った金額を差し引いた額をお支払いします。

② 後遺障害保険金

事故によりケガ^(※1)をされ、事故の日からその日を含めて180日以内に、身体に後遺障害が生じた場合、後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。

(注)保険期間(保険のご契約期間)を通じ合算して死亡・後遺障害保険金額が限度となります。

③ 入院保険金

事故によりケガ^(※1)をされ、事故の日からその日を含めて180日以内に入院された場合、入院1日につき入院保険金日額をお支払いします。

(注1)事故の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対しては、入院保険金をお支払いできません。

(注2)入院保険金が支払われる期間中に別の事故によりケガをされても、入院保険金は重複してはお支払いできません。

④ 手術保険金

事故によりケガ^(※1)をされ、その治療のため事故の日からその日を含めて180日以内に病院または診療所において手術^(※2)を受けられた場合、入院保険金日額に所定の倍率を乗じた額^(※3)をお支払いします。ただし、1事故につき事故の日からその日を含めて180日以内の手術1回に限ります。

⑤ 通院保険金

事故によりケガ^(※1)をされ、事故の日からその日を含めて180日以内に通院された場合、90日を限度として、通院1日につき通院保険金日額をお支払いします。なお、通院には往診を含みますが、治療を伴わない薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。

(注1)通院保険金が支払われる期間中に別の事故によりケガをされても、通院保険金は重複してはお支払いできません。

(注2)柔道整復師による施術も対象となります。(骨折・脱臼はレントゲン等の他覚的な検査所見が必要です。)あんま、マッサージ、指圧師、はり・きゅう師の施術については、医師の指示に基づいて行われたときに限り、お支払いの対象となる場合があります。

(注3)通院しない場合においても、骨折等のケガをされた場合において、所定の部位^(※4)を固定するために被保険者以外の医師の指示によりギプス等^(※5)を常時装着したときは、その日数について通院保険金をお支払いします。

(※1)ケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。

(※2)対象となる手術は以下の①・②とします。

①公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表によって手術料の算定対象として列挙されている手術。ただし、創傷処理、抜歯などお支払い対象外の手術があります。

②先進医療に該当する診療行為。ただし、診断、検査等を直接の目的とした診療行為などお支払い対象外となるものがあります。

(※3)以下の金額をお支払いします。

①入院中(事故により被ったケガを直接の結果として入院している間をいいます。)に受けた手術の場合

入院保険金日額×10

②上記①以外の手術の場合

入院保険金日額×5

(※4)所定の部位とは肩関節、ひざ関節等の上肢または下肢の3大関節部分、肋骨(ろっこつ)、胸骨等の保険約款に記載の部位をいいます。

(※5)ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネおよびこれらと同程度に固定することができるものをいい、胸部固定帯、胸部固定帯、肋骨(ろっこつ)固定帯、サポーター等は含みません。

いずれの場合も農業委員等としての活動中および活動場所までの往復途上中の事故のみ補償され、私生活(公務以外)等の事故はお支払いの対象となりません。

すでに存在していた身体の障害や病気(骨粗しょう症を含みます。)の影響によりケガの程度が重大となった場合は、その影響がなかった場合に相当する保険金(保険金額、日数等に割合を乗じて算出します。)をお支払いします。(ケガの原因が病気のみ起因する場合は保険金支払の対象とはなりません。)

下記3項目を全て満たす場合をいいます。

○急激性＝突発的に発生し、事故からケガまでの間に時間的間隔がないこと

○偶然性＝事故発生が予知できない、意思に基づかないもの

○外来性＝身体の外からの作用によるもの

〈上記3項目に該当しない例〉

日焼け、熱中症、低温やけど、しもやけ、くずずれ、アレルギー性皮膚炎、疲労骨折・骨粗しょう症による骨折、腱鞘炎、慢性の関節炎、肩凝り、テニス肘、野球肩、慢性疲労・筋肉痛(反復性の原因によるもの)、疾病などは「急激かつ偶然な外来の事故によるケガ」に該当しないため、保険金支払の対象とはなりません。

急激かつ
偶然な外来の
事故とは…

※A型：平均活動日数30日、B型：平均活動日数60日、C型：平均活動日数90日、D型：通年型

万一事故にあわれたら

万一事故が発生した場合は、すみやかに発生日時・場所、受傷者の住所・氏名・ケガの状況等を(一社)全国農業会議所にご連絡ください。

死亡保険金は被保険者の法定相続人にお支払いします。法定相続人以外の方を指定することはできません。

☆このリーフレットは概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、「事務のしおり」・「重要事項説明書」をご覧ください。なお、不明な点につきましては下記にお問い合わせください。

団体保険契約者 一般社団法人全国農業会議所 〒102-0084 東京都千代田区二番町9-8 中央労働基準協会ビル2F TEL 03(6910)1121(代) FAX 03(3261)5131

取扱代理店 (株)農林水産広報センター 〒102-0084 東京都千代田区二番町9-8 中央労働基準協会ビル1F TEL 03(6380)8955 FAX 03(3239)7344

引受保険会社 共栄火災海上保険(株) 農林水産部 営業第一課 〒105-8604 東京都港区新橋1-18-6 TEL 03(3504)2337 FAX 03(3595)3981